

「大規模災害時における相互連携に関する協定」の概要

＜福井県との連携内容＞

	項目	内容
①	連絡体制の確立	関西電力および関西電力送配電（以下、「両社」）は、福井県が設置する災害対策本部へ情報連絡員（リエゾン）を派遣すること等により、停電情報等必要な情報の共有に努める。
②	県管理道路上の支障物（電力設備）除去	福井県と関西電力送配電は、関西電力送配電が所有する設備が、福井県の管理する道路の通行に支障をきたした場合は、相互連携して通行の確保にあたる。
③	道路啓開作業の要請	両社は、早期の停電復旧作業のために、福井県に対して必要な箇所の道路啓開作業を要請できるものとし、福井県はその要請に協力する。
④	重要施設情報の共有	福井県と両社は、病院、避難所等の重要施設における自家発電設備の設置等の対策促進に可能な限り努める。また、福井県と関西電力送配電は、優先して停電復旧または応急送電すべき重要施設について、平時から情報を共有する。
⑤	電源車の配置	関西電力送配電は、応急送電のための電源車について、復旧見通しおよび応急送電箇所の重要性・緊急性等を勘案して配置先を決定し、福井県または関係機関と適宜協議を行う。
⑥	復旧作業のための活動拠点の提供	両社は、停電復旧作業に必要となる活動拠点について、福井県または福井県を介して関係機関へ協力要請できるものとし、福井県はその要請に協力する。
⑦	事前対策の実施	福井県と両社は、倒木による停電、道路の寸断等の発生を防止するため、市町と連携の上、事前対策に取り組む。
⑧	県民への停電情報等の発信	福井県と両社は、県民に対して停電情報および復旧見通し情報等を適時適切に発信する。
⑨	訓練への積極的な協力	福井県と両社は、この協定に基づく連携を円滑に実施するため、互いに実施する訓練等に積極的に協力する。